

町道路線の区域決定について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり町道の区域を決定する。

その関係図面は告示の日から 1 ヶ月間、設楽町役場建設課において一般の縦覧に供する。

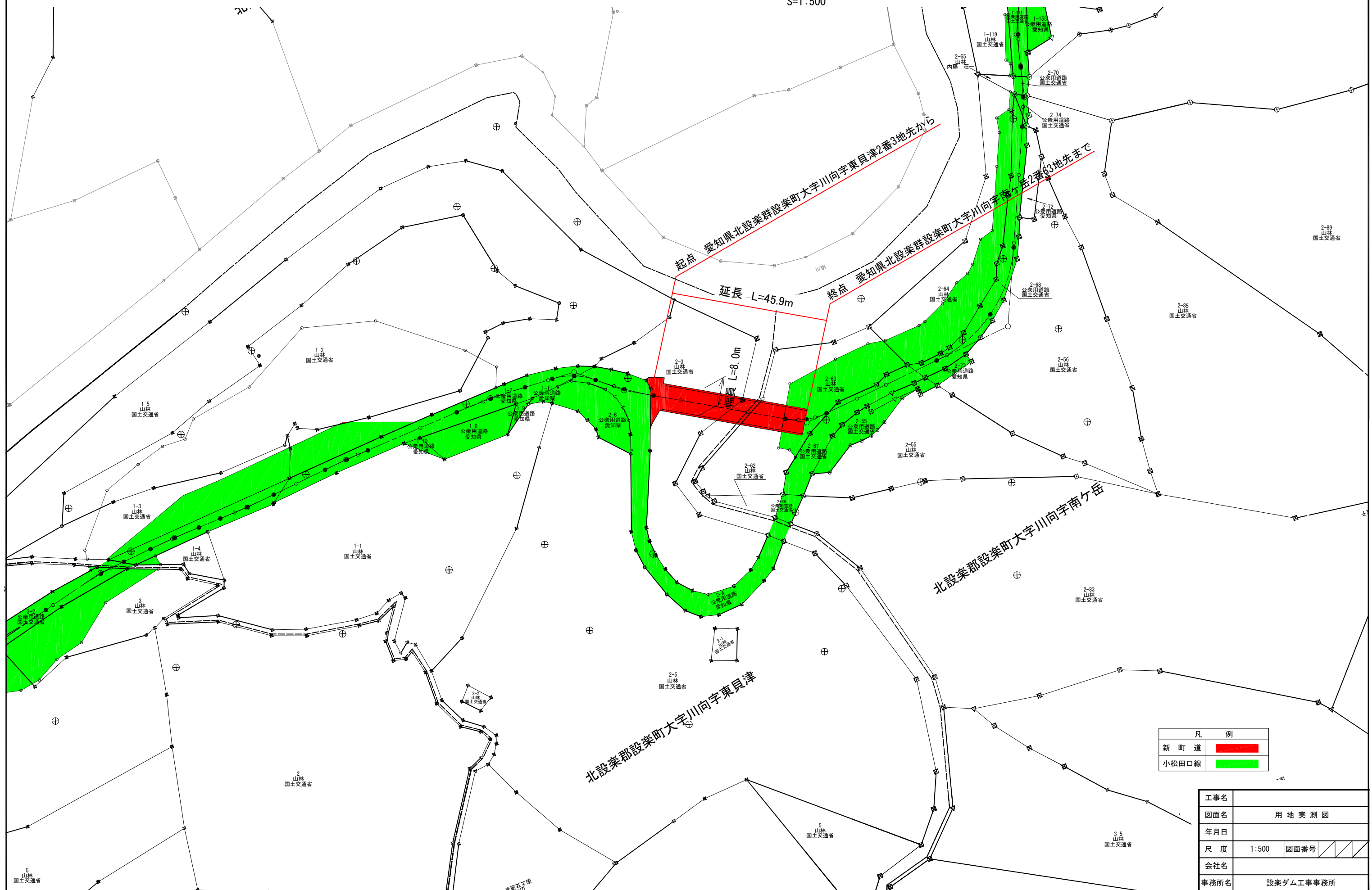
令和 7 年10月 9 日
設楽町長 土 屋 浩

区域決定路線

路線 番号	道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域		
			区 間	敷地の幅員 (m)	延長(m)
88	町道	小松田口線	川向字東貝津2-3地先から 川向字南ヶ岳2-63地先まで	8.0	45.9
91	町道	清崎中田線	清崎字中田1-14地先から 清崎字中田1-14地先まで	3.8～11.5	76.0

用地実測図

S=1:500



凡 例	
新 町 道	
小松田口線	

工事名			
図面名	用 地 実 測 図		
年月日			
尺 度	1:500	図面番号	
会社名			
事務所名	設案ダム工事事務所		

町道清崎中田線 位置図

